

第2節 農林漁業青少年に関する施策

1 農林漁業青少年の集団活動

【地域農業課】【水産課】【森づくり課】

県下の農林漁業青少年は、自己の経営の向上を目指して、日々の生産活動に取り組んでいるが、こうした青少年の仲間づくりと、相互啓発による問題解決のための学習プロジェクト活動、さらに、個別経営向上や消費者との交流、地域社会発展のために集団活動を取り入れており、県レベルの集団も組織されている。

県下の集団数は第62表のとおりである。

第62表 農林漁業青少年の集団数（平成28年度）

		福井	坂井	奥越	丹南		二州	若狭	計
					南越	丹生			
農業	集団数	1	1	1	1		1	1	6
	人員	12	25	16	27		15	14	109
林業	集団数	1	1	1	1	1	1		6
	人員	6	8	11	4	1	7		37
漁業	集団数	1	1				3	3	8
	人員	25	5				75	88	193

資料出所：地域農業課、水産課、森づくり課

2 農林漁業青少年の育成

【地域農業課】【水産課】【森づくり課】

農林漁業の将来を担う青少年の教育は、極めて重要な課題であり、農林総合事務所および嶺南振興局、水産業普及指導員室は、それぞれの所管内の青少年に対して個別訪問または集合研修を行い、個々に充実と連帯を深め、主体的かつ創造的な経営が行えるよう、次の支援を行っている。

(1) 新規就農者支援事業

【地域農業課】

①就農のための研修を受ける就農予定者や、経営基盤が確立していない新規就農者への給付金の給付（青年就農給付金）、②新規就農者が融資を受けて農業機械・施設等の導入をする際の助成（新規就農者融資主体型補助事業）を実施している。

(2) （公社）ふくい農林水産支援センター（福井県青年農業者等育成センター）による事業

【地域農業課】

（公社）ふくい農林水産支援センターでは、就農希望者に対する相談や就農に関する情報提供を行うとともに、農業に興味のある者を対象とした農業インターンシップの調整を実施している。

(3) ふくい園芸カレッジ研修事業

【地域農業課】

県内外の福井県で新規就農を目指す希望者に対し、園芸分野に必要な技術や経営ノウハウなどの知識習得のための研修を行い、即戦力となる人材を育成する。

(4) 緑の少年団活動事業

【森づくり課】

森林は、われわれの生活に必要な木材を生産するだけでなく、県土を守り、災害を防ぐとともに、その緑はわれわれの生活に潤いと安らぎを与え、住み良い健康的な環境をつくってくれる。

そこで、次代を担う少年に、森林や樹木、野鳥に親しむ機会を与え、校外における団体教

育により、規律ある生活のもとに、愛林思想と森林、林業に関する知識を身につけさせ、緑を愛する豊かな人間性と、健康で明るい社会人を育てようとするものである。

このような趣旨のもとに、県下には53団、2,736名の緑の少年団が結成されており、学習やレクリエーションさらには奉仕活動を展開している。

第63表 福井県緑の少年団連盟

平成28年6月現在

支部名	市町	団名	結成日	学校名	男	女	計
高志	福井市	福井市本郷みどりの少年団	S54.5.25	本郷小学校	15	19	34
		福井市美山みどりの少年団	H14.6.14	美山啓明小学校	21	20	41
		福井市越廼みどりの少年団	H4.3.31	越廼小学校	26	19	45
		福井市清水みどりの少年団	H4.4.10	清水西小学校	94	95	189
		福井市一乗みどりの少年団	H20.4.1	一乗小学校	19	12	31
		福井市東郷みどりの少年団	H20.7.1	東郷小学校	84	80	164
	永平寺町	福井市羽生緑の少年団	H25.4.1	羽生小学校	29	26	55
		永平寺町松岡緑の少年団	H4.3.25	松岡小学校	30	41	71
		永平寺町志比北緑の少年団	H3.10.27	志比北小学校	8	8	16
			永平寺町上志比緑の少年団	H4.3.25	上志比小学校	5	16
	小計	10団			331	336	667
坂井	あわら市	金津東小学校緑の少年団	S55.4.8	金津東小学校	33	31	64
		北湯小学校緑の少年団	H28.4.1	北湯小学校	32	35	67
	坂井市	坂井市雄島緑の少年団	H3.10.29	雄島小学校	18	26	44
		坂井市長畝緑の少年団	S54.7.8	長畝小学校	25	18	43
		坂井市大石緑の少年団	H3.10.29	大石小学校	29	24	53
			坂井市兵庫緑の少年団	H4.7.8	兵庫小学校	29	30
	小計	6団			166	164	330
奥越	大野市	上庄みどりの少年団	S55.12.1	上庄小学校	79	80	159
		緑の少年団阪谷	S55.12.1	阪谷小学校	20	12	32
		小山みどりの少年団	H3.4.1	小山小学校	17	26	43
		和泉中学校緑の少年団	S50.9.5	和泉中学校	3	2	5
	勝山市	村岡緑の少年団	H3.5.9	村岡小学校	7	8	15
		野向みどりの少年団	H3.5.9	野向小学校	18	17	35
		杉の子緑の少年団	H3.5.9	平泉寺小学校	8	10	18
		三室みどりの少年団	H12.4.6	三室小学校	21	11	32
	小計	8団			173	166	339
南越	越前市	白山みどりの少年団	S55.9.3	白山小学校	11	16	27
		坂口緑の少年団	S58.7.18	坂口小学校	8	13	21
		味真野緑の少年団	H4.1.10	味真野小学校	24	24	48
		武生五中緑の少年団	H17.7.8	武生第5中学校	20	20	40
		服間緑の少年団	S53.11.1	服間小学校	6	7	13
		花筐緑の少年団	H5.3.20	花筐小学校	17	12	29
		岡本みどりの少年団	H7.3.20	岡本小学校	14	11	25
		南中山みどりの少年団	H5.3.20	南中山小学校	14	7	21
	鯖江市	北新庄小緑の少年団	H19.5.29	北新庄小学校	17	16	33
		河和田みどりの少年団	H1.3.23	河和田小学校	85	94	179
	池田町	池田小みどりの少年団	S54.8.20	池田小学校	11	10	21
		南条みどりの少年団	H4.3.31	南条中学校	31	33	64
	南越前町	湯尾緑の少年団	H7.7.3	湯尾小学校	14	13	27
		河野小みどりの少年団	S61.8.6	河野小学校	13	11	24
今庄緑の少年団		H18.4.1	今庄小学校	8	7	15	
	小計	15団			293	294	587
丹生	越前町	糸生小学校緑の少年団	S60.3.30	糸生小学校	7	13	20
		宮崎小学校緑の少年団	H6.4.1	宮崎小学校	13	14	27
		四ヶ浦小緑の少年団	H4.3.31	四ヶ浦小学校	5	9	14
		萩野小緑の少年団	S55.7.24	萩野小学校	37	27	64
	小計	4団			62	63	125
若狭	敦賀市	黒河緑の少年団	S52.4.1	黒河小学校	54	42	96
	小浜市	小浜市加斗みどりの少年団	S55.7.12	加斗小学校	6	4	10
		梅の里小学校緑の少年団	S57.10.27	梅の里小学校	12	15	27
	若狭町	野木小学校緑の少年団	H4.3.25	野木小学校	38	41	79
		美浜中央小学校緑の少年団	H28.2.15	美浜中央小学校	71	68	139
	美浜町	美浜西小学校緑の少年団	H28.2.1	美浜西小学校	73	68	141
		美浜東小学校緑の少年団	H28.2.2	美浜東小学校	41	47	88
	高浜町	高浜町緑の少年団	H13.4.1	内浦中学校	8	18	26
	おおい町	大飯緑の少年団	S62.4.1	佐分利小学校	40	26	66
		名田庄緑の少年団	S51.6.7	名田庄小学校	8	8	16
	小計	10団			351	337	688
	合計	53団			1,376	1,360	2,736

資料出所：森づくり課

- (5) 緑化意識高揚ポスター 【森づくり課】
 緑豊かな郷土を築くため、県下の小学生、中学生を対象にして、緑化意識の高揚を図るポスターの募集を行い、平成 28 年度は、県下の小学校低学年が 72 点、高学年が 78 点、中学校が 120 点、計 270 点の応募があり 28 点が入選入賞となった。
- (6) もり人づくり事業 【森づくり課】
 次代の担い手である児童・生徒を対象に、森林・林業とのかかわりを深めるべく森林の野外学習や林業の体験学習を実施している。
- (7) 福井県漁村青壮年グループ大会 【水産課】
 漁村青壮年グループの参加により、漁業の重要なテーマについて討議する場であり、今後の活動の在り方について検討を行い、グループ活動の活性化を図っている。
- (8) 交流学习（青年漁業者育成事業） 【水産課】
 漁村の若者を他漁村に派遣し、交流学习を行うことにより相互理解を深め、広範な知識の習得を図っている。

3 次世代リーダーの育成

- (1) 青年農業士の認定 【生産振興課】
 農業青年に農業経営に対する意欲と誇りを持たせ、本県農業の中核的担い手を要請することを目的に、昭和 50 年度より福井県青年農業士制度を設けた。
 この青年農業士は、農林総合事務所長等が当該市町長、農業協同組合長の意見を聞いて、適任者を選び知事に推薦する。推薦を受けた知事は、福井県農・林・漁業士認定会議に諮り、認定することとしている。認定には、次の基準を設けている。
- ① 概ね 5 年以上の農業経験を有し、農業に専従または意欲的に取り組んでいる 45 歳未満の者
 - ② 人格、識見、経営内容が優れている者
 - ③ 当該部門において、集団活動に参加しているか、または過去に参加の経験がある者
 - ④ 県が認める研修の履修者、またはこれと同等以上の資質を有すると認められる者
 - ⑤ 認定時に認定農業者である者、または将来認定農業者となることが期待できる者
 - ⑥ 女性にあっては、①、②に該当する者とし、その意欲、資質ともに地域のその部門においてリーダーとなりうる者。また、⑤の要件については、必ずしも必要としない。
- 現在 47 名の青年農業士は、経営改善に努力するとともに、指導農業士（161 名）と、新規就農者の育成指導に積極的に取り組んでいる。

第 64 表 地区別・経営部門別青年農業士数（平成 28 年度）

	福井	坂井	奥越	丹南		二州	若狭	合計
				南越	丹生			
稲	2	2	1	11		3	9	28
野菜	2	5	2	3	1		2	15
果樹		1				1		2
花き	1							1
畜産					1			1
計	5	8	3	14	2	4	11	47

資料出所：生産振興課

(2) 青年林業士の認定

【森づくり課】

林業後継者の自主的活動を活発化させることにより、広い視野と積極的な行動力を身につけさせることを目的に、昭和 56 年度よりこの制度を設けた。

青年林業士は、農林総合事務所長等が、当該市町長、森林組合長の意見を聞き、青年林業士として推薦するにふさわしい者を知事に推薦する。

知事は、福井県農・林・漁業士認定委員会に諮り、認定することとしている。なお、認定には次の 3 つの基準を設けている。

- ① 地域林業振興の中核的存在となり得る者
- ② 人格・識見等に優れ、意欲的な 45 歳未満の者
- ③ 県の認める研修の履修者、またはこれと同等以上の資質を有すると認められる者

青年林業士は、現在 37 名認定されているが、自己の経営や地域林業振興のリーダーとして、昭和 55 年度より認定された指導林業士（79 名）とともに地域の森林、林業の活性化に向けた活動を展開している。

(3) 青年漁業士の認定

【水産課】

自己経営に対する励みと目標を与えると同時に、漁業者としての意欲と誇りを喚起することを目的として、意欲的に漁業に従事し地域の中核的存在となり得る青年のうち、漁業協同組合長および市町長により推薦された者を福井県農・林・漁業士認定委員会に諮り、「青年漁業士」として認定している。

この認定事業は昭和 58 年度から実施され、現在 18 名が認定を受けている。青年漁業士は、平成 2 年度から認定が行われている指導漁業士（56 名）とともに、漁業や漁村の活性化など、水産振興に向けた活動を積極的に展開している。